

帯状疱疹予防接種費用助成のお知らせ

福岡市は、令和7年4月から、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部公費助成を行います。

令和7年度の対象者は次のとおりです。期間内に接種すると、以下の自己負担金額で接種できます。

※今年度の対象者への費用助成は、接種期間中の1度限りです。

対象者

福岡市に住民票がある次の方

| 定期接種対象者 | 接種期間 |
|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・65歳 ……(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日の誕生日) ・70歳 ……(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日の誕生日) ・75歳 ……(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日の誕生日) ・80歳 ……(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日の誕生日) ・85歳 ……(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日の誕生日) ・90歳 ……(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日の誕生日) ・95歳 ……(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日の誕生日) ・100歳以上 ……(大正15年4月1日以前の誕生日) ・接種日に60歳以上 65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人(障がい者手帳1級相当) ※接種時に、「障がい者手帳の写し」「診断書」のいずれかを持参してください。 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |

| 任意接種対象者 | 接種期間 |
|--|---------------------------|
| 50歳(昭和50年度生まれ)、55歳(昭和45年度生まれ)、60歳の方(昭和40年度生まれ) | 対象年齢の間 |
| 令和7年4月1日時点で50歳、55歳、60歳、65歳の方 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和49年4月2日～昭和50年4月1日の誕生日の方 ・昭和44年4月2日～昭和45年4月1日の誕生日の方 ・昭和39年4月2日～昭和40年4月1日の誕生日の方 ・昭和34年4月2日～昭和35年4月1日の誕生日の方 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |

ワクチンの種類と自己負担金額

ワクチンは次の2種類です。接種医等にご相談のうえ、いずれか一方のワクチンを接種してください。

生ワクチン:1回につき**4,900円**(全1回接種) 組換えワクチン:1回につき**12,000円**(全2回接種)

注)組換えワクチンは2回接種で完了となるワクチンです。計画的に接種期日までに接種してください。

接種場所

福岡市が指定した医療機関

(福岡市ホームページに掲載しています。)

こちらから
実施医療機関を▶
ご覧になります。



接種日に持参する物

- ①住所・氏名・年齢の確認書類(「マイナンバーカード」「運転免許証」など)いずれか1つ
- ②お持ちの方は予診票
- ③自己負担金 自己負担金の免除について

対象者のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている人、市県民税非課税世帯に属する人は、接種日当日に最新の『証明書類』(福岡市ホームページに掲載しています)のいずれか1つの証明書類を医療機関に提出することで自己負担金が免除されます。なお、生活保護受給者等でも、上記の対象者以外の方は費用助成の制度はありません。

※ご本人が希望する場合以外は実施しません。(ご本人の明確な接種意思の確認ができない場合は対象外となります。)

※予防接種は、接種当日に発熱がある人や、今までに予防接種によって副反応を起こしたことがある人などは受けることができませんので、接種前に体調など正しい情報を医師に伝え、医師の説明をよく聞いた上で接種を受けてください。

※予防接種では健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。詳細は、お住まいの区の保健福祉センター健康課にご相談ください。

お問い合わせは、各区健康課へ

福岡市保健所健康危機管理課 ※福岡市外にお住まいの方は、住所地の自治体の予防接種担当課へお尋ねください。